

岩手労働局 任期付職員（産休代替）選考採用試験

募集要項

今般、岩手労働局総務部総務課における産前・産後休暇を取得する職員の代替職員として、次のとおり業務の実施に必要な適性と能力を有した方を募集します。

1 職種

厚生労働事務官（総務部総務課 一般職員）

2 業務内容

【主な業務】

総務課会計担当としての各種業務

- (1) 県内の各労働基準監督署又は公共職業安定所に係る契約事務に関すること。
- (2) 職員及び非常勤職員の賃金支給事務に関すること。
- (3) 官庁会計システムによる入力及び入力事項の確認に関すること。
- (4) 物品購入に係る契約事務に関すること。
- (5) その他、特に命ぜられたこと。

3 募集人員 1名

4 応募資格

以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入了した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者

- ④ 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6（定年による退職）に定める定年に該当する方（令和8年度における定年年齢は62歳）

5 採用方法

選考による採用となります。

詳しくは下記10「応募方法 等」をご参照下さい。

6 任用期間

令和8年4月7日～令和8年7月13日（予定）まで

なお、業務状況に応じて、任期満了後に引き続き、育休代替任期付職員として再採用されることがあります。

7 勤務地

岩手労働局総務部総務課

（盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分（午前8時30分～午後5時15分 うち休憩60分）、原則として土・日曜日及び祝日等は休日です。

休暇には、年次休暇のほか、特別休暇（夏季休暇、病気休暇等）があります。

9 身分及び待遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

詳細は別紙「給与等について」をご参考下さい。

10 応募方法 等

（1）提出書類

① 履歴書、職務経歴書及びハローワーク紹介状

履歴書・職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付の上、学歴、職歴及び資格等の事項について、詳細に記載して下さい。

② 論文の提出

次の課題について、論文の作成・提出をお願いいたします。

《論文のテーマ》（800 文字以内）

「国家公務員として行政事務に携わる上で、わたしが大切にしたいこと」

※パソコンを使用の場合は A4 サイズで作成、手書きの場合は、

市販の原稿用紙を用いてご作成下さい。

※テーマ、氏名を記入の上、作成して下さい。

(2) 応募方法

(1) の①及び②について、1つの封筒に同封し、赤字で「任期付職員募集」と明記した上で、郵送又は直接持参により応募書類を提出して下さい。

あて先は下記 11 のとおりです。

また、応募書類については目的外に使用しないことを約し、不合格者の応募書類についてはこちらで処分させていただきます。

(3) 応募期限

令和 8 年 2 月 13 日（金）まで

※応募書類は当日の消印有効（持参の場合は当日の 17:00 まで）。

※ただし、応募者が多数の場合、期限前に募集を終了する場合がありますので御留意下さい。

(4) 選考方法

【第 1 次選考】：職務経歴、論文による書類審査（経歴及び論文）

職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第 1 次選考通過者を決定します。（令和 8 年 2 月 27 日（金）結果通知予定）

【第 2 次選考】：人物試験（個別面接）

岩手労働局にて、令和 8 年 3 月 10 日（火）以降に実施します。実施日時詳細については、第 1 次選考通過者へ個別に通知いたします。

11 応募等に関する照会先

岩手労働局総務部総務課人事係 【担当：平賀、岩渕】

所在地：盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 5 階

電 話：019-604-3001

給与等について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます。

一般的な例：約 19 万円～31 万円程度（今回の産休職員の職務の級（2 級）における範囲）。

※ただし職務経歴によっては 1 級格付けとなる場合があります。その場合の俸給月額は、格付けされた級に応じたものになります。

2 なお、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当

…扶養親族のある者に、子 1 人につき 13,000 円～（※子の年齢により加算あり）等

住居手当

…借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

通勤手当

…交通機関利用者等に、運賃等相当額（1 か月あたり最高 150,000 円）

期末手当・勤勉手当（賞与）

…1 年間に俸給等の約 4.65 か月分（令和 7 年度実績）

※賞与は任期付職員も支給対象となります、初年度 6 月期の支給は在職期間に応じた期間率で計算されるため満額支給とはなりませんのでご了承ください。